

人吉球磨地域観光復興支援事業業務委託 仕様書

1 業務名

人吉球磨地域観光復興支援事業業務

2 業務目的

令和2年7月豪雨により被害を受けた人吉球磨地域の早期復旧・復興が急がれる中、当地域の宿泊施設・観光施設に甚大な被害が生じており、未だ事業再開の目途が立たない状況にある。

そのようなところ、本業務は、人吉球磨観光地域づくり協議会（以下「協議会」という。）が、人吉・球磨地域の多様な観光資源にスポットを当てた新しい生活様式にも対応したイベント等を開催することで、復旧・復興に取り組む地域の一体的な情報発信、次年度以降の継続的な誘客及び交流人口の拡大を目的に実施するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和3年2月28日（日）まで

4 業務内容

人吉球磨地域観光復興支援のため、概ね次の業務を行うものとし、業務遂行にあたっては、協議会が定める観光地域づくり戦略等に即し、人吉球磨の独自資源など魅力ある観光素材を活用することに加え、厚生労働省の示す新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考とした感染対策の共同ポリシーを構築し、示すこととする。また、アンケート調査には協議会が実施するデジタルマーケティングを活用したデジタルアンケートを実施できる体制を構築すること。

(1) モニターバスツアーの企画・催行業務

- ・人吉球磨地域特有の体験プログラム等の魅力ある観光素材を活用したコースを企画催行すること
- ・ツアー催行に係る諸調整(各所との連絡調整、移動手段・保険の手配及び付随する業務等)を適正な頻度で行うこと
- ・催行当日の運営、管理等を行うこと
- ・ツアー参加者の選定及び募集を適切に行うこと
- ・ツアー参加者へのアンケート調査を行うこと
- ・今後のツアー商品販売に向けたPR動画等を制作すること

(2) 地域応援フェアの企画・開催業務

- ・人吉球磨地域の復興支援につながり、短期間で効果が上がるイベントを企画実行すること

- ・将来の集客を見すえ、人吉球磨地域と繋がりのある大手民間企業等と密接に連携すること
- ・フェア開催に係る諸調整(各所との連絡調整、開催場所・移動手段の手配及び付随する業務等)を適正な頻度で行うこと
- ・開催当日の運営、管理等を行うこと
- ・応援フェア参加事業者の選定及び募集を適切に行うこと
- ・応援フェア参加事業者等へのアンケート調査を行うこと

(3) 打ち合わせ等

- ・業務を円滑に実施するため計画的な工程管理を行い、本協議会と常に綿密な連絡を取り、適切な業務執行を図ることとする。
- ・打ち合わせを行った場合は、その都度、打ち合わせ記録を作成すること。

5 提出書類

- (1) 本業務の着手に先立ち、受託者は、契約後速やかに次の書類を提出し、その承認を得ること。また、それらの変更についても同様とする。
 - ア 業務着手届
 - イ 業務実施計画書
 - ウ 業務工程表
 - エ 管理責任者及び主任担当者等届出書
 - オ その他本協議会が指示する関係書類
- (2) 業務内容にかかる再委託が発生する場合は、業務再委託承認書を事前に本協議会へ提出し、承認を得ること。
- (3) 提出書類の様式は契約後に本協議会から提示する。

6 成果品

- (1) 成果品：
 - ・業務内容に沿った実施結果報告書
 - ・PR動画等のデータ
- (2) 成果品の納品方法

汎用性が高く、修正可能な電子データ及びPDFデータで作成し、電子記録媒体に保存して納品すること。また、紙媒体で2部を簡易なA4ファイルで提出すること。

7 権利・義務の譲渡・守秘義務

契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容を第三者に漏えいしてはならず、業務完了後も同様とする。

なお、業務で使用する各種データに含まれる個人情報、行政機密等の取り扱いについては紛失、漏えいのないようにしなければならない。

8 留意事項

この仕様書は、本協議会が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。

なお、業務内容については、決定した受託者の企画提案に応じ調整する場合がある。

9 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に本調査にかかる作業方針を提示し、承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に関する参考事例を収集し、十分な事前調査を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- (4) 受託者は、本業務で収集した参考事例等資料を提出すること。
- (5) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
- (6) 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- (7) 本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (8) 本業務で得られた成果品の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め本協議会に帰属する。
- (9) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、本協議会と協議のうえ、その指示に従うこと。

(参考)スケジュールイメージ

時 期	内 容
1 1月下旬から	委託業務開始
1 2月中旬	業務進捗確認
2月下旬	成果品提出、事業完了、完了検査